

高 浜 市 保 育 料 月 額 表 （ 令 和 7 年 10 月 以 降 ）

保育料については下記の表のとおりです。保育料の決定は、市町村民税額（4月から8月までは前年度分、9月以降は当年度分）に基づき行っています。

保育料については下記の表のとおりです。保育料の決定は、市町村民税額（４月から８月までは前年度分、９月以降は当年度分）に基づき行っています。						※いずれか低いもの													
各月初日の教育・保育給付認定保護者等の属する世帯の階層区分				月額			負担軽減①		負担軽減②	負担軽減③									
階層区分	定義			0歳児、1歳児、2歳児		3歳以上児													
				保育標準時間	保育短時間	保育標準時間・保育短時間	ひとり親世帯等、在宅障害児(者)がいる世帯	左記に該当しない世帯											
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者（単給者を含む）の属する世帯 里親（児童福祉法第6条の4）委託された児童のいる世帯（里親委託された児童に係る額のみ）			0円	0円	0円	－	－	－	－									
B	A階層を除き、当年度分の市町村民税所得割額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯		ひとり親世帯等、在宅障害児(者)がいる世帯	(0円)	(0円)	(0円)	年齢制限なし 1人目の児童は10／10 2人目以降の児童は無料			満18歳未満の児童を2人以上養育及び監護している場合（注8） 満18歳未満の児童のうち順に数えて 2人目以降の児童は無料	満18歳未満の児童を3人以上養育及び監護している場合（注7） 満18歳未満の児童のうち順に数えて 3人目以降の児童は無料							
		上記以外の世帯		0円	0円	0円													
C		市町村民税均等割課税世帯 48,600円未満		ひとり親世帯等、在宅障害児(者)がいる世帯	(3,750円)	(3,700円)	(0円)		年齢制限なし 1人目の児童は10／10 2人目以降の児童は無料	2人以上の就学前児童が特定教育・保育施設等を同時に入所・利用している利用している場合（注6） 就学前児童のうち 1人目は10／10 2人目の児童は5／10 3人目以降の児童は無料									
				上記以外の世帯	8,500円	8,400円	0円												
D1-1		48,600円以上 57,700円未満		ひとり親世帯等、在宅障害児(者)がいる世帯	(4,800円)	(4,700円)	(0円)	2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園又は認定こども園のほか下記（注6）の施設に入所又は利用している場合 就学前児童のうち 1人目は10／10 2人目の児童は5／10 3人目以降の児童は無料											
				上記以外の世帯	11,300円	11,100円	0円												
D1-2		57,700円以上 61,000円未満		ひとり親世帯等、在宅障害児(者)がいる世帯	(4,800円)	(4,700円)	(0円)						2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園又は認定こども園のほか下記（注6）の施設に入所又は利用している場合 就学前児童のうち 1人目は10／10 2人目の児童は5／10 3人目以降の児童は無料						
				上記以外の世帯	11,300円	11,100円	0円												
D2		61,000円以上 72,000円未満		ひとり親世帯等、在宅障害児(者)がいる世帯	(5,400円)	(5,300円)	(0円)								2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園又は認定こども園のほか下記（注6）の施設に入所又は利用している場合 就学前児童のうち 1人目は10／10 2人目の児童は5／10 3人目以降の児童は無料				
				上記以外の世帯	14,200円	14,000円	0円												
D3-1		72,000円以上 77,101円未満		ひとり親世帯等、在宅障害児(者)がいる世帯	(5,850円)	(5,750円)	(0円)										2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園又は認定こども園のほか下記（注6）の施設に入所又は利用している場合 就学前児童のうち 1人目は10／10 2人目の児童は5／10 3人目以降の児童は無料		
				上記以外の世帯	21,200円	20,900円	0円												
D3-2		77,101円以上 97,000円未満			21,200円	20,900円	0円			2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園又は認定こども園のほか下記（注6）の施設に入所又は利用している場合 就学前児童のうち 1人目は10／10 2人目の児童は5／10 3人目以降の児童は無料									
					21,200円	20,900円	0円												
D3-3		97,000円以上 110,000円未満			21,200円	20,900円	0円	2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園又は認定こども園のほか下記（注6）の施設に入所又は利用している場合 就学前児童のうち 1人目は10／10 2人目の児童は5／10 3人目以降の児童は無料											
					21,200円	20,900円	0円												
D4		110,000円以上 141,000円未満			29,800円	29,400円	0円						2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園又は認定こども園のほか下記（注6）の施設に入所又は利用している場合 就学前児童のうち 1人目は10／10 2人目の児童は5／10 3人目以降の児童は無料						
					29,800円	29,400円	0円												
D5	141,000円以上 165,000円未満			37,400円	36,900円	0円	2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園又は認定こども園のほか下記（注6）の施設に入所又は利用している場合 就学前児童のうち 1人目は10／10 2人目の児童は5／10 3人目以降の児童は無料												
				37,400円	36,900円	0円													
D6	165,000円以上 200,000円未満			43,800円	43,200円	0円						2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園又は認定こども園のほか下記（注6）の施設に入所又は利用している場合 就学前児童のうち 1人目は10／10 2人目の児童は5／10 3人目以降の児童は無料							
				43,800円	43,200円	0円													
D7－1	200,000円以上 301,000円未満			45,800円	45,200円	0円				2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園又は認定こども園のほか下記（注6）の施設に入所又は利用している場合 就学前児童のうち 1人目は10／10 2人目の児童は5／10 3人目以降の児童は無料									
				45,800円	45,200円	0円													
D7－2	301,000円以上 340,000円未満			45,800円	45,200円	0円			2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園又は認定こども園のほか下記（注6）の施設に入所又は利用している場合 就学前児童のうち 1人目は10／10 2人目の児童は5／10 3人目以降の児童は無料										
				45,800円	45,200円	0円													
D8	340,000円以上			48,800円	48,200円	0円								2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園又は認定こども園のほか下記（注6）の施設に入所又は利用している場合 就学前児童のうち 1人目は10／10 2人目の児童は5／10 3人目以降の児童は無料					
				48,800円	48,200円	0円													

注1 この表における年齢は、当該年度の前年度の3月31日時点の満年齢とします。

注2 階層区分の認定は、B階層については子どもの保護者又は祖父（母）等家計主催者の市町村民税の均等割の額の合計とし、C階層からD8階層については子どもの保護者又は祖父（母）等家計主催者の市町村民税の所得割の額の合計額とします。所得割の額を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当控除や外国税額控除などは、適用しないものとします。この場合は実際の市町村民税所得割額とは異なります。

注3 保護者等が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、当該保護者等を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして計算するものとする。

注4 この表の「ひとり親世帯等、在宅障害児(者)がいる世帯」は下記に該当する場合をいいます。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に0～5歳児を扶養しているものの世帯

(2) 次に掲げる在宅障害児又は在宅障害者の属する世帯

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者、イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に規定する療育手帳の交付を受けた者、ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に規定する特別児童扶養手当の支給対象児、又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に規定する国民年金の障害基礎年金の受給者

(3) 生活保護法に規定する要保護者等特に困窮していると市長が認める者が属する世帯

注5 この表において「保育短時間」とは、午前8時から午後4時まで（1日当たり8時間までに限る）の保育必要量の認定を、「保育標準時間」とは、保育短時間を超える（1日当たり11時間までに限る。）保育必要量の認定をいいます。

注6 2人以上の就学前児童が幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園通所部に通い、在学し、若しくは在籍する場合。家庭的保育事業等による保育を受ける場合。児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける場合

注7 満18歳未満の特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定するものをいう。以下同じ。）が3人以上いる世帯の3人目の0歳児・1歳児・2歳児について、特定教育・保育施設等を利用している場合、その3人目以降の額は0円とします。

注8 満18歳未満の特定被監護者等が2人以上いる世帯の2人目の0歳児・1歳児・2歳児について、特定教育・保育施設等を利用している場合、その2人目は下記の額又は上記負担軽減のいずれか低い額とします。

(1) C階層からD3－2階層までは0円とします。

(2) D3－3階層からD7－1階層までは、半額とします。

注9 延長保育を利用する場合は、0歳児～5歳児について、延長保育料（月額）1,300円（早朝・夕方それぞれ）が別途必要になります。ただし、保育料月額表のA階層またはB階層の世帯は不要です。